

## 公募書類の改訂について

令和2年7月22日

# 公募書類に対する事業者からの質問

- 今回意見を伺うもの
- 今後意見を伺うもの

公募書類	質問数	主な質問
募集要項	541件	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 残存価値相当額の支払時期の違いによる競争条件を揃えるための措置の内容を問うもの</li> <li>● 改築内容の変更が認められる場合を問うもの</li> <li>● 応募者の構成の変更が認められる場合を問うもの</li> <li>● 県が実施する業務への運営権者による協力について、協力内容を問うもの</li> </ul>
優先交渉権者選定基準	255件	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 調査基準額を下回った場合に県が実施する調査の内容を問うもの</li> </ul>
実施契約書（案）	745件	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 新設調整池の瑕疵に関する責任について追加を求めるもの（次頁参照）</li> <li>■ 本事業用地に係るリスク分担の明確化を求めるもの（次頁参照）</li> <li>● 不可抗力による増加費用・損害について過去実績を問うもの</li> <li>● 運営権者収受額の定期改定の考え方を問うもの</li> <li>● 運営権者の財務情報の開示期限の延期を求めるもの（60日→90日以内）</li> </ul>
基本協定書（案）	111件	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県帰責の実施契約の不成立の場合、県に費用負担を求めるもの</li> <li>● 県による他者への情報開示において、目的や必要性を開示可否判断とすることを求めるもの</li> </ul>
要求水準書（案）	665件	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県が管理する情報管理システムについて、仕様・引継義務の有無等を問うもの</li> <li>● 改築業務における設計図書・完成図書等の県による承認行為について、確認への変更を求めるもの</li> <li>● 関連業務の具体的な業務内容を問うもの</li> </ul>
モニタリング基本計画書（案）	100件	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 経営審査委員会の権限・構成を問うもの</li> <li>● 改築業務のモニタリングにおける破壊検査について県への費用負担を求めるもの</li> </ul>
	計2,417件	

# 各公募書類の主要な改訂（修正）箇所

公募書類	該当箇所	改訂理由・改訂箇所
実施契約書 (案)	第11条第2項	仙南・仙塩広域水道における新設調整池の瑕疵に関する責任について追加を求める意見があったことから、以下のとおり明確化した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 瑕疵担保期間は新設調整池の引渡日以後1年以内</li> <li>・ 金額の条件はなし（他の運営権設定対象施設は1件100万円以上の場合が対象）</li> </ul>
	第48条の2	県の工事請負契約書様式と平仄を合わせることとし、流域下水道事業における単年度対象改築業務に係る不可抗力による損害の特則として、以下を追加した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営権者による損害調査の実施義務</li> <li>・ 損害額の算定方法</li> <li>・ 損害額のうち、年度実施協定に定める改築費用の1/100を超える額を、県は運営権者に支払う（1/100は運営権者負担）等</li> </ul>
	第65条第2項	本事業用地に係るリスク分担の明確化を求める意見があったことから、不可効力により本事業用地が毀損した場合には県が費用を負担する旨を追記した。
	第80条	本事業期間中の残存価値相当額の支払を提案できることとしたため、その場合の規定として、以下を追加した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支払時期</li> <li>・ 合意延長があった場合の取扱 等</li> </ul>
基本協定書（案）	第9条の2	運営権者が作成する情報公開取扱規定の作成時期を、「実施契約締結後」から、「基本協定締結後速やかに」に前倒しするため、実施契約書（案）から基本協定書（案）に条文を移動した。

※優先交渉権者選定基準、要求水準書（案）及びモニタリング基本計画書（案）については、文言調整等のみの修正。